

# 保育所・認定こども園入所のしおり

倉吉市子ども家庭課

## 1 保育所とは

保護者が仕事や病気のため家庭内で保育することができない就学前児童を保護者に代わって保育(養護と教育)することを目的とする児童福祉施設です。

このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では保育所に入所することはできませんのでご注意ください。

## 2 認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況が変わっても同じ園に通い続けられます。

## 3 支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、施設の利用に際して、市による「支給認定」が必要になります。「支給認定」は、保護者の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付することにより行います。認定は、入所児童の保護者の居住地の市町村が行います。

### (1)【支給認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の児童で、保育を必要とせず、教育を希望する方	認定こども園 幼稚園
2号認定 (保育認定)	3歳以上の児童で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育(養護と教育)を受けることが難しい方	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満の児童で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育(養護と教育)を受けることが難しい方	保育所 認定こども園

### (2)【保育の必要量に応じた区分】

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」または「保育短時間」では利用できる時間が異なります。

区分	施設利用可能時間	保護者の状況
保育標準時間	11時間/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月120時間以上の就労・就学</li> <li>●妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護</li> <li>●災害復旧</li> <li>●虐待、DV</li> </ul>
保育短時間	8時間/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月48～120時間未満の就労・就学</li> <li>●求職活動</li> <li>●育児休業</li> </ul>

※就労時間が120時間以上/月を下回る場合でも、通勤時間、勤務時間の事情で保育時間を越えてしまう場合は、「保育標準時間」での認定が可能な場合もあります。

※父母ともに「保育標準時間」の要件を満たしている場合は、「保育短時間」を選択することも可能です。

### (3)【保育の必要性の事由と有効期間について】

児童の父母が下記の事由で、家庭において必要な保育を行うことが困難な場合。

※父母で保育の必要量の区分が異なる場合、「保育短時間」となります。

保育を必要とする事由	内容	有効期間
就労	月48時間以上の就労をしている場合。フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全て含む。	就労している間
妊娠・出産	保護者が出産間近または出産後間がない場合	出産前後約2か月
保護者の疾病・障がい	保護者本人が病気・ケガし、または心身に障がいがある場合	必要な期間
介護・看護	病気、または心身に障がいがある同居親族を常時介護または看護している場合	従事している間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に従事している場合	従事している間
求職活動	求職活動(起業準備含む)を継続的に行っている場合	原則約3か月
就学	保護者が学校に通学、または職業訓練を受けている場合	在学期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所の場合、育児休業を事由とした入所は不可。ただし入所後2週間以内に育児休業から復帰する場合は、「就労」として入所可。復帰日までは短時間認定とする。	最長でも、生まれた児童が1歳になる月末
その他	上記に類する状態として市が認める場合	個別に判断

#### 4 受付期間及び受付場所

【受付期間】 平成29年11月1日(水)～平成29年12月28日(木)

【受付場所】 2号、3号認定の場合…倉吉市子ども家庭課又は入所希望の保育所・認定こども園  
1号認定の場合 …入所希望の認定こども園

#### 5 入所申込ができるのは

生後約2か月以上から小学校就学前の児童で、次の①と②の要件をすべて満たす場合です。

- ① 入所児童が倉吉市に住民登録し、実際に倉吉市にお住まいの方
- ② 父母ともに3(3)「保育を必要とする事由」に該当

#### 6 手続の流れ

手順①:「支給認定申請書兼入所申込書」に、必要事項を記載、押印してください。

※「保育の希望の有無」が「有」の方は、「保育の利用を必要とする事由」ごとに定められた書類を添付してください。(次頁の7入所申込に必要な書類②をご覧ください。)

手順②:手順①で作成した書類を施設(保育所・認定子ども園)又は、市役所に提出してください。

※倉吉市以外に住民登録をしていた方は、税額を確認できる書類の写しが必要な場合があります。(次頁の7入所申し込みに必要な書類③をご覧ください。)

手順③:手順②の申請に基づき、市が保育の必要性を判定し、支給認定証を入所承諾書と一緒に交付します。

※子ども子育て支援法第20条第6項の規定により、支給認定申請から30日以内に適否を決定することになっておりますが、平成30年4月1日からの入所申請は、認定事務が集中し審査時間を要するため、平成30年2月以降に審査結果をお知らせする予定です。

7 入所申込に必要な書類

- ①支給認定申請書兼入所申込書・・・児童1人につき1部
- ②保護者の保育を必要とする事由を確認する書類(父母ともに提出してください)

兄弟姉妹で申込する場合は兄・姉の方へ添付してください。

保育を必要とする事由	提出書類
就労	就労証明書または雇用証明書(契約書) ※就労予定の方は内定通知等でも可。
妊娠・出産	保育を必要とする事由申立書、母子健康手帳の写し(表紙・予定日欄)
保護者の疾病・障がい	保育を必要とする事由申立書 診断書、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
介護・看護	保育を必要とする事由申立書 介護・看護の状況等が分かる書類(被介護者・看護者の診断書等)
災害復旧	保育を必要とする事由申立書、り災証明書等
求職活動	求職活動申立書、求職カード、雇用保険受給者資格証 ※求職カード、雇用保険受給者資格証は持っている方のみ
就学	在学証明書、学生証、スケジュールが分かる書類(時間割等)
虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
育児休業	育児休業による保育の実施申立書、育児休業の期間が分かる書類(育児休業証明書、育児休業給付金支給決定通知書等)
その他	市が必要と認める書類(各事由ごと)

(※)太字の様式は子ども家庭課又は保育所・認定こども園にあります。

- ③市民税・県民税の税額を確認できる書類(該当する場合のみ)

			必要書類
平成30年4月～8月 利用希望	平成29年1月1日 時点の住所地	倉吉市内	提出不要
		倉吉市外	A～Cのいずれかを提出 ※CはA、Bが用意できない方 ・A…平成29年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(市民税が給与から引かれている方) ・B…平成29年度市民税・県民税納税通知書(市民税を納税通知書で直接納めている方) ・C…平成29年度市民税・県民税所得課税(非課税)証明書
	市民税が未申告 ※配偶者控除の対象者は除く		平成29年1月1日時点の住所地の市町村で申告のうえ、市民税・県民税所得課税(非課税)証明書を提出 ※平成29年1月1日時点の住所地が倉吉市の場合は、申告のみ必要。
平成30年9月～平成31年3月 利用希望	平成30年1月1日 時点の住所地	倉吉市内	提出不要
		倉吉市外	A～Cのいずれかを提出 ※CはA、Bが用意できない方 ・A…平成30年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(市民税が給与から引かれている方) ・B…平成30年度市民税・県民税納税通知書(市民税を納税通知書で直接納めている方) ・C…平成30年度市民税・県民税所得課税(非課税)証明書
	市民税が未申告 ※配偶者控除の対象者は除く		平成30年1月1日時点の住所地の市町村で申告のうえ、市民税・県民税所得課税(非課税)証明書を提出 ※平成30年1月1日時点の住所地が倉吉市の場合は、申告のみ必要。

8 入所決定

選考により保育の必要性の高い児童から順に入所を決定します。  
従って、希望された保育所・認定こども園に入所できない場合があります。

9 面接調査の実施

必要に応じ入所児童の面接調査を行います。

10 在園中に家庭の状況が変わった場合

住所変更、勤務時間の変更、離婚・婚姻をした、妊娠した、修正申告をした等、家庭の状況が変わった際は、手続きが必要となります。変更内容によっては、利用者負担額(保育料)が変更する場合がありますので、必ず施設(保育所・認定子ども園) 又は、市役所までお問い合わせください。

11 保育料について

保育所・認定こども園のいずれも市が保育料の額を設定します。詳細は別紙をご覧ください。  
※保育料は平成29年度の金額です。平成30年度につきましては、今後改訂される場合があります。

=====  
	お問い合わせは	
	倉吉市 子ども家庭課 子育て支援係	
	(市役所東庁舎1階)	
	〒682-8611 倉吉市葵町722 ☎ 22-8100	
=====